

日本気象学会に対する損害賠償請求訴訟について（報告）

（社）日本気象学会常任理事会

1. はじめに

平成21年および平成23年に、当学会等を被告とする損害賠償（等）請求訴訟が、それぞれ東京地方裁判所に提起され、裁判を行ってきました。この度、すべての訴訟について判決が確定したことから、経過等の概略をご報告いたします。

訴訟は2件あることから、以下、それぞれ第1訴訟（平成21年提起の損害賠償請求事件）、第2訴訟（平成23年提起の損害賠償等請求事件）と称します。

2. 第1訴訟

2.1 第一審

平成21年5月27日、当学会の一特別会員（原告）から、当学会を被告とする、原告の「天気」投稿論文が不採用となったこと（拒否行為1）、および原告の大会一般講演申し込みが不採用になったこと（拒否行為2）を原因とする、損害賠償請求訴訟が東京地方裁判所に提起された（事件番号：平成21年（ワ）第17473号）。

○ 請求の趣旨（概要）

被告は原告に対し、金100万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

○ 裁判の経過

6回の公判期日を経て、平成22年3月18日、東京地方裁判所は以下の判決を言い渡した。

○ 判決主文（概要）

原告の請求を棄却する。

○ 判決理由（抜粋）

(1) 拒否行為1について

「被告定款8条3号において、会員の特典として、「機関誌に寄稿すること」とあるが、(略)同条項が存することは、被告会員が原稿を被告に送る権利を認めたものであるということが出来るものの、被告会員が被告に対し、被告機関誌に論文掲載を求める権利若しくは法的利益としての自益権を有することの根拠にはならない。

よって、被告会員が、被告定款8条3号に基づき被告に対し論文掲載を求める自益権を有するという原告

の主張には理由がないから、これを根拠とする債務不履行又は不法行為は認められない。

(略)

投稿された論文が「天気」に掲載されなかったことが不法行為に該当するためには、(略)「論文の内容」と無関係に論文の掲載を拒否し、「論文の内容によって」採否を決すべきものとしている細則の規定の趣旨に明らかに反するような場合に限り、不法行為が成立するというべきである。すなわち、仮に当該掲載拒否の理由について、投稿者からみて科学的には異論が十分にあり得たとしても、拒否行為が相応の科学的根拠に基づく以上、不法行為は成立しない。

この観点から、本件拒否行為1をみるに、被告の編集委員会が、専門家である査読者2名の意見を聞き、査読者が、2名とも原告の本件論文には科学的に論拠が不足しているとし、細部にわたって問題点を指摘したことを受け、2度にわたり原告に原稿を書き直す機会を与えた上で、相応の科学的根拠をもって掲載することはできないと判断したものであるから、不法行為の成立を認めることはできない。」

(2) 拒否行為2について

「前認定の通り、被告定款8条2号は、被告会員は「この法人の催す各種の学術的会合に参加すること」ができる」と規定しているから、被告の会員には、学術的会合に参加する権利があるということが出来る。そして、学術的会合に参加する権利とは、学術的会合に出席するという意味での具体的権利をいうにとどまり、被告会員自らが研究発表を行うことについては全く触れられていないから、自益権として研究発表の具体的権利あるいはその法的利益が保障されているということとはできない。

(略)

次に、会員数からみて講演の機会を与えられるのは会員のごく一部であることは明らかであり、各学術的会合ごとに研究発表をする機会が与えられると期待することが法的保護に値するともいえない。

(略)

よって、その余の点について検討するまでもなく、本件拒否行為2が債務不履行又は不法行為に該当する

との原告の主張には理由がない。」

2.2 上級審

本訴訟に関しては、同特別会員が控訴したが、1回の公判期日を経て、平成22年8月25日、東京高等裁判所は控訴棄却の判決を言い渡した。

さらに、同特別会員は上告および上告受理の申立てを行ったが、平成22年12月24日、最高裁判所は上告棄却および上告不受理の決定を行い、第1訴訟における第一審判決が確定した。

3. 第2訴訟

第1訴訟確定後、第1訴訟と同じ特別会員から、再度「天気」に対する論文の投稿があり不採用となったところ、平成23年2月28日、同特別会員から、当学会および藤部「天気」編集委員長を被告とする損害賠償等請求訴訟が東京地方裁判所に提起された（事件番号：平成23年（ワ）第6553号）。

○ 請求の趣旨（概要）

- 1 被告（当学会）は、原告らの論文について、査読者を差し替えのうえ、これを掲載する方向で論文審査を再開すること。
- 2 被告らは、原告に対して、連帯して金100万円およびこれに対する訴状送達の日から支払い済みで年5分の割合による金員を支払うこと。

○ 裁判の経過

3回の公判期日を経て、平成23年9月7日、東京地方裁判所は以下の判決を言い渡した。

○ 判決主文（概要）

- 1 本件論文審査再開請求に係る訴えを却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

○ 判決理由（抜粋）

(1) 論文審査再開請求について

「被告学会は、(略)上記目的を達成するために必要な諸事項については、定款等によりこれを規定し実施することのできる自律的、包括的な権能を有し、一般社会とは異なる特殊な部分社会を形成している。しかも、学術研究団体である被告学会の学術研究活動は、憲法上国の干渉からの自由を保障されているから、このような団体の内部関係にかかわる事項については、原則として被告学会の自治権を尊重し、被告学会において自主的、自治的に解決するのが相当であり、本来

その自治によって決定すべき事項、殊に学術研究の成果にかかわる事項については、国の機関である裁判所がこれに立ち入って実体的な審理判断をすべきものではない。このような特殊な部分社会である被告学会においては、その法律上の係争のすべてが当然に裁判所の司法審査の対象となるものではなく、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題は、被告学会の自主的、自治的な解決にゆだねるのが適当であり、裁判所の司法審査の対象とならないものと解するのが相当である（最高裁昭和52年3月15日第三小法廷判決・民集31巻2号234頁参照）。

(略)

本件訴えは、被告学会とその会員である原告との間における、本件論文の本件機関誌への掲載の可否を決定するための審査（査読を含む。）をめぐる係争であり、被告学会の内部の問題であって、一般市民法秩序と直接の関係を有するものということとはできない。

(略)

学術研究団体である被告学会の本件機関誌にいく内容の論文を掲載するかはもとより、本件機関誌への論文掲載の可否を決定するための論文審査手続をどうするかについても、被告学会において自主的、自治的に決定すべきであって、国の機関である裁判所がこれに立ち入って審理判断をすべきものではない。本件論文審査再開請求に係る訴えは、本件機関誌への本件論文掲載の可否を決定するための被告学会の論文審査手続という、被告学会において自主的、自治的に決定すべき事項について、国の機関である裁判所の審理判断を求めるものであって、不適法として却下を免れない。」

(2) 損害賠償請求について

「本件論文の本件機関誌への掲載拒否について裁判所の審査権が及ばない結果、裁判所は本件論文の掲載拒否が違法か否かについて判断することができないから、本件論文の掲載拒否が違法であることを理由とする被告らの不法行為は成立しない。」

本訴訟に関しては、原告が控訴しなかったことから、上記の判決が確定した。

以上